東京大学総長選考・監察会議内規

平成１６年４月１日
総長選考会議可決
東大規則第５号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　総長の選考及び解任の申出並びに総長の中間評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

（議事）

第２条　選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第１７条により解任の申出をする場合及び第２２条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の３分の２以上の多数により決定しなければならない。

３　委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

（表決）

第３条　選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

(1)　第１次総長候補者の決定
(2)　第２次総長候補者の決定
(3)　総長予定者の決定
(4)　総長の解任の申出の決定
(5)　東京大学総長の任期に関する規則の改廃
(6)　大学総括理事の設置
(7)　運営方針委員の選任及び解任
(8)　運営方針委員の任期に関する事項
(9)　この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

２　表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第１項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

３　議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する。

（議長）

第４条　議長の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き３年を超えて在任することはできない。

２　議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　議長の選出方法については別に定める。

（監事の陪席）

第５条　選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

２　陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

３　議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与

える。
４　監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第２章　総長選考

（選考の事由）

第６条　総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

（選考基準）

第７条　選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする。

（選考の開始の公示）

第８条　選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、その６月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から速やかに、選考の開始を公示する。

（代議員会からの推薦等）

第９条　選考・監察会議は、第１次総長候補者（以下「第１次候補者」という。）を決定するために、代議員会を設け、第１次候補者として推薦する者を選出させる。

２　前項の代議員会が選出する者の数は、原則として１０人を限度とし、代議員会は、選考・監察会議に通知する。

３　代議員会の構成並びに第１次候補者として推薦する者の選出及び通知の方法については別に定める。

（経営協議会からの推薦等）

第１０条　選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第１次候補者として推薦する者の選出を求める。

２　前項の経営協議会が選出する者の数は、２人程度とし、前条の規定により選出される者と重複することを妨げない。

３　選考・監察会議は、第１項の規定により選出された者について、経営協議会からの通知を受ける。

（第１次候補者の決定）

第１１条　選考・監察会議は、第９条第２項及び前条第３項により通知を受けた者について審議し、第１次候補者を決定する。

２　選考・監察会議は、第１次候補者の決定後、速やかに、その氏名を５０音順に公表する。

（第２次候補者の決定）

第１２条　選考・監察会議は、第１次候補者の各々に対し、所定の様式に基づいた総長候補者資料その他の関係資料（以下「総長候補者資料等」という。）を提出させるとともに、自身を次期総長の適任者として推薦する者（以下「推薦人」という。）を指定させ、選考・監察会議に通知させる。

２　選考・監察会議は、前項の推薦人各々に、当該推薦人を指定した第１次候補者に係る推薦書の提出を依頼する。

３　選考・監察会議は、第７条に規定する求められる総長像に照らし、第１項の総長候補者資料等及び前項の推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、３人以上５人以内の第２次総長候補者（以下「第２次候補者」という。）を決定する。

４　第２次候補者を決定するための手順については、別に定める。

（第２次候補者の告示等）
第１３条　選考・監察会議は、第２次候補者の氏名を５０音順により告示し、各第２次候補者の総長候補者資料等を公開する。
（所信表明）
第１４条　選考・監察会議は、意向投票の実施に先立ち、第２次候補者に、各々、動画の形態により所信を表明する機会を設ける。
（意向投票）
第１５条　選考・監察会議は、第１３条の第２次候補者について、学内の意向投票を行う。
２　意向投票の方法については、別に定める。
（総長予定者の決定）
第１６条　選考・監察会議は、第７条に規定する求められる総長像に照らし、第１２条第１項の総長候補者資料等、同条第２項の推薦書、同条第３項の調査、第１４条の所信表明及び前条の意向投票の結果を総合的に考慮して、総長予定者を決定する。
２　前項の総長予定者が、次条第１項第１号又は第４号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。
３　選考・監察会議が第１項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第１項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

第３章　総長解任の申出

（解任の申出）
第１７条　総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出る。
(1)　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合
(2)　職務上重大な義務違反があると認められる場合
(3)　職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないと認められる場合
(4)　その他総長たるに適しないと認められる場合
２　前項第２号、第３号及び第４号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行う。
（意見陳述の機会の付与）
第１８条　選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。
（総長への通知）
第１９条　選考・監察会議が第１７条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知する。

第４章　総長の中間評価

（実施方法）
第２０条　選考・監察会議は、総長就任以後３年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。
２　選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書（以下「評価資料」という。）の提出を求める。
３　選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第３条第２項の評議員を除く。）並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求める。

４　選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定する。

（通知及び公表）

第２１条　選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

２　選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表する。

第５章　補則

（本内規の改廃）

第２２条　この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附　則

この内規は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１６年６月１５日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２０年１月２２日から施行する。

２　平成１６年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第４条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　改正後の別表２の本部の区分に係る第７条第１項第２号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの６区分と同数として取り扱う。

附　則

この内規は、平成２０年６月１７日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年９月２１日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２４年４月１８日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２６年７月８日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年３月１３日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年１１月２０日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月２８日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年１月２４日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年１２月１日から施行する。